

お知らせ

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一
つとして、「木造住宅耐震改修
補助事業」を実施しております。

これは、木造住宅の耐震改
修工事に係る費用の3分の2
を補助する制度で、最大で60万
円を限度に町が助成します。

また、「木造住宅耐震診断」
は一般診断法により建物の構
造評点を算出するもので、木
造住宅の耐震改修補助を受け
る際に必要となります。

町では平成17年度より無料
で実施しており、今年度も引
き続き15戸の調査を予定して
おりますが、予定戸数を超
えた場合は、選考により来年度
の調査にさせていただくこと
もございますので、あらかじ
めご了承ください。

○耐震診断

■対象

次の要件をすべて満たせば
耐震診断を受けられます。

・一戸建て木造住宅で、在来
軸組工法、伝統的工法、枠組

- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・1戸建ての専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）
- ・3階建て以下で現に居住しているもの

- ・対象住宅の建築年月日が確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し等）
- ・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
- ・改修工事費の見積書、内訳書

■申込方法

各総合支所、出張所に備え
てある申込書に必要書類を添
えて役場総務課（大島庁舎）
または各総合支所、出張所に
提出してください。

■募集期間

6月15日㈪～10月30日㈮

6月は児童手当 「現況届」の 提出をお忘れなく

児童手当を受けている方

は、毎年6月に「現況届」を
提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日にお

ける状況を記載し、引き続き

手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのもので

す。この届の提出がないと、

6月以後の手当が受けられな
くなりますので、ご注意くだ
さい。

（※公務員の方は、勤務先へ提
出してください。）

■提出期限

6月30日㈫まで

■現況届に必要なもの

次の書類と印鑑を持参し、
総務課（大島庁舎）で手続き
してください。

課税情報の確認に係る同意書
（厚生年金等加入者の場合）、
印鑑、申請者の健康保険証

- ・対象住宅の建築年月日が確認できる書類（固定資産税課税明細書の写し等）
- ・耐震診断結果報告書
- ・改修工事費の見積書、内訳書
- ・改修工事費の見積書、内訳書

- ※右記以外の書類を提出する
必要がある場合があります。
- 中学校修了前（15歳到達後、
最初の3月31日まで）の児童
を養育している人

- 等
費を公費で負担する制度です。
本来であれば、医療機関の
窓口で一部負担金を受給者が
ら徴収しなければならないと
ころですが、本町では、米軍
再編交付金を活用し、その一
部負担金を全額補助していま
すので、今までどおり保険適
用分にかかる医療費の自己負
担はありません。

■受給資格

中学校修了前（15歳到達後、
最初の3月31日まで）の児童
を養育している人

- ・3歳未満　月額1万5千円
- ・3歳以上～小学校修了前
月額1万円（第3子以降は
1万5千円）

- ・3歳未満　月額1万5千円
- ・3歳以上～小学校修了前
月額1万円（第3子以降は
1万5千円）

■対象となる人の要件

- ①身体障害者手帳1級から3
級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1
級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者等
- ⑤特別児童扶養手当1級の受
給者等

■助成の要件

対象となる人の要件のいず
れかで、一定の所得制限額を
超えない方は、お近くの総合
支所か出張所で申請をしてく
ださい。（所得制限額につい
ては福祉課にお問い合わせくだ
さい。）

■手続き

福祉課または各総合支所お
よび各出張所

■問い合わせ

福祉課

65歳未満の方には更新書類を
送付していますので、手続き
のお済みでない方は今月中に
手続きをしてください。

■手続

なお、すでに受給している

65歳未満の方には更新書類を
送付していますので、手続き
のお済みでない方は今月中に
手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方につ
る人が医療を受けた際の医療
費を公費で負担する制度です。
本来であれば、医療機関の
窓口で一部負担金を受給者が
ら徴収しなければならないと
ころですが、本町では、米軍
再編交付金を活用し、その一
部負担金を全額補助していま
すので、今までどおり保険適
用分にかかる医療費の自己負
担はありません。

重度心身障害者の方には 医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成
制度とは、一定の障害等があ
ります。

■手続

65歳未満の方には更新書類を
送付していますので、手続き
のお済みでない方は今月中に
手続きをしてください。

■手續

なお、すでに受給している

65歳未満の方には更新書